

UNIRITA

Magazine

vol. 58

帳票の課題をまるっと解決!!

帳票特集

帳票におけるペーパーレスの歴史と、
コロナ禍で変わる帳票に求められるカタチ

帳票の活用シーン、その課題と解決策とは
パートナー企業様との協業ソリューション
「まるっと帳票クラウドサービス」誕生秘話

ユニリタ今昔物語

帳票について考える

帳票におけるペーパーレスの歴史と、 コロナ禍で変わる帳票に求められるカタチ



帳票は、帳簿・伝票をあわせた造語ともいわれており、帳簿は仕訳帳、総勘定元帳などの取引の記録を記載するもの、伝票は入金伝票や売上伝票などの金銭の流れや取引の流れなどを証拠として記載するもので、いずれも商取引において非常に重要な役割を持っています。

その歴史は古く、日本最古の帳簿は江戸初期に呉服や金融業の売買と純資産の増減を記録したもので400年以上の歴史があるといわれています。明治以降では商法や税法にかかわる帳簿が義務付けられるようになりました。日本ではコンピューターが存在する前から帳票は確固たる立場に立っていたため、世界に類を見ないほど、野線や見た目の美しさに強いこだわりを持っている企業が多く、海外のようにERPにあわせるようなことはせず、個社ごとに独自のカスタマイズでこだわりの帳票を出力する独自の帳票文化が生まれました。

そのため、ながらく帳票は紙に印刷して使用することが当たり前とされてきましたが、近年では、IT技術の進化やコスト削減、環境問題を背景とし、帳票の電子化（ペーパーレス化）が行われてきました。

これまでペーパーレス化の波は何度も訪れてきましたが、まだまだ紙帳票の利用が多いのが実状で、ペーパーレスが広く根付いたとはいえない状況にあります。

ペーパーレスは企業におけるコスト削減や業務効率化、社会情勢の変化によって推進されてきましたが、法制度からも促進されてきました。

1998年に施行された「電子帳簿保存法」です。

電子帳簿保存法は、国税関係の帳簿類や証憑類のすべて、または一部を電子データで保存することを認めた法律です。

従来、会計帳簿や決算書といった書類は、紙での保存を基本としていたため、電子データになっている文書であってもわざわざ印刷して、保存することを義務付ける企業も珍しくありませんでした。電子帳簿保存法は、業務効率化、書類管理者の負担の軽減、保存場所の確保・紙代・印刷コストの削減などを目的として定められたものです。

施行当初は、法律の適用要件が厳しく導入する企業も少なかったのですが、数回にわたる法改正による規制緩和で近年では導入企業が増えてきています。

会社法では、帳簿書類等の保存期間は10年間とされています。会計帳簿については、税法の規定にかかわらず10年間の保存が必要で、会社法に定めのない領収書や請求書などの書類については税法で定める7年間もしくは9年間保存する必要があります。

そのため企業は紙で印刷した帳簿を保管用の書庫・倉庫で保管し、会計監査の際には保管場所から帳簿を大量に運び出す。このような経験をお持ちの方も多いのではないのでしょうか。年々増えていく帳簿の保管スペースの確保や監査時にファイリングした膨大な紙帳簿から該当帳簿を探すアナログな対応など、非常に工数やコストがかかる業務です。そのため電子帳簿保存法への対応はコスト削減と事務処理の軽減に大きく貢献しています。

2000年ごろには、電子帳簿保存法がより注目されるようになり、ユニリタでも関連するセミナーを開催し多くのお客様に参加いただきました。さらに2005年の改正で制定された「e-文書法」で領収書や請求書のスキャナ保存が可能になり、電子保存の適応範囲が広がったこともペーパーレス化に貢献しましたが、まだまだ承認要件が厳しく大きな増加とはいえない状況でした。

そして2021年4月に公表された2022年度の改正では、ついに承認制度の廃止に踏み切っています。電子帳簿保存法の最大の課題は導入企業がなかなか増えないことにあります。電子帳簿保存法を実施するためには、税務署への申請が必要で短くとも半年から1年の準備期間が必要といわれていました。今回の改正で、電子帳簿保存法が定める基準を満たすことができれば税務署への申請なしに電子保存への変更が可能になりました。これは帳簿の電子化の大きな追い風になると期待されます。システム的にも、タイムスタンプ要件や検索要件の緩和が行われ、要件を満たすためのシステム変更のハードルが低くなったこともプラスに働くと思われれます。

それでも電子帳簿保存法に対応するためにはシステム化や法対応のためにコストは必要です。しかし、効果は大きいため未対応の企業はこの機会に検討を行ってはいかがでしょうか。

<電子帳簿保存法を実施する効果例>

1. 帳簿印刷や保管にかかるコストの削減
2. 帳簿書類の検索性の向上
3. 税務監査対策の負荷軽減
4. 帳簿書類の管理負荷の軽減
(紙帳簿の紛失によるセキュリティリスクの低減)

ここまでペーパーレスを中心に帳票の話をしてきましたが、ペーパーレスという言葉が生まれてから50年たった今でも適応の範囲はまだまだ大きいとはいえない状況にあります。

その一因としてあるのは、日本に深く根付いている「捺印」文化ではないでしょうか。ながらく日本では個人の証跡・承認のために捺印による印影が商習慣の中で使用されています。社会人になった際に認め印を就職祝いでもらった人も少なくないと思います。捺印のためには帳票を紙に印刷する必要があり、捺印で承認を得た帳票を保管するには、紙をファイリングするか、スキャンして電子化する方法になりますが、いずれにしても紙を中心に承認行為が行われるため、ペーパーレスには程遠い運用です。

しかし、現在、猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症により、捺印文化は大きな岐路を迎えようとしています。緊急事態宣言によりリモートワークや時差通勤、時短営業などを余儀なくされ、業務環境はこれまでにないほど急速に変化を遂げています。

リモートワークが新しい働き方として定着すると、これまで当たり前として行われていた紙帳票への捺印による承認が、電子的なワークフローに代わり、契約書の取り交わしも電子契約に代わり、捺印を行わないビジネス環境へのシフトが急加速しています。商取引で使用される見積書や請求書についても同様に電子化にシフトしています。

2020年度になり始まった電子化への急激な変化により、企業で使われるプリンタの印刷枚数は大幅に減少しています。2021年度もwithコロナがもたらした新しいライフスタイルは継続していくことが想定されるので、より一層の減少が予想されています。

ユニリタでは、このようなペーパーレスに対する課題の解決を支援するために「まるっと帳票クラウドサービス」を提供しています。

「まるっと帳票クラウドサービス」は、現在のお客様システムに大規模な

改修を行わずに簡単な設定変更で短時間・低コストで帳票の電子化・Web配信への移行ができるサービスです。また、帳票の電子配信と紙帳票の郵送は併用することが可能ですので、請求書の電子化を取引先と調整しつつ、段階的に導入を進めることが可能です。オフィスに本社としての作業が困難な状況でも、帳票業務を遅延・停止させることなく企業活動を継続できる、ニューノーマルに対応した帳票出力業務を実現できます。

新型コロナウイルス感染症拡大への社会生活や企業活動の対応は、帳票における長年の課題であったペーパーレスをこれまでに大きく推進しています。

郵送やFAXで送付される紙帳票は「受け取る場所」が限定されており、ニューノーマル時代に対応できないため、近い将来にはその役目を終え、受け取る場所を問わない電子化へ大きく舵を切るようになるのではないのでしょうか。後の世で第四期ペーパーレスといわれるような大きな波が来ている今が再度ペーパーレス化を考える大きな転機となっています。

既存のシステムとの連携で素早く対応できる「まるっと帳票クラウドサービス」で次世代の帳票運用と一緒に考えていきましょう。

今回は、帳票の歴史とともにペーパーレスについてお話してきました。しかしペーパーレスが進んだとしても、帳票が担う役割がなくなるわけではありません。

情報を伝え、正しく理解し、間違いないように業務を遂行するためには、日本独自の美しい帳票は紙からデジタルへと姿を変えても日本のビジネスを支えていくことでしょう。

担当者紹介



セールスユニット
セールスプランニングディビジョン
まるっと推進グループ
小柳 晶



ペーパーレス	第一期ペーパーレス： 電子メールが登場して紙資料全盛からの変化の兆し。はじめてペーパーレスという考え方が生まれる	第二期ペーパーレス： Windows95の登場でビジネスシーンにPCが浸透し始める。エコ意識も相まってペーパーレスの考え方が日本に定着し始める	第三期ペーパーレス： 高速インターネットの充実、無線LAN環境、クラウドサービス、仮想化技術、スマートデバイスの普及によりペーパーレスが再び促進される			
	1970	1990	2010			
電子帳簿保存法		1998年 電子帳簿保存法 施行 国税関係帳簿書類の電子保存に関する法律施行。電子データとして作成されたデータの保存が対象。	2005年 改正 e-文書法制定 スキャナ保存の規定が追加。領収書や請求書は3万円未満に限定。電子署名が求められるなど厳しい要件あり。	2015年 改正 金額上限の撤廃により金額にかかわらず電子化が可能に。電子署名が不要に。 2016年 改正 デジカメやスマホによる撮影が可能に。 2019年 改正 新たに業務を開始した個人事業主の承認申請の提出期限特例。過去分重要書類のスキャン保存が可能に。	2020年 改正 電子決済の利用明細データが紙の領収書の代わりに証憑として認められるように要件緩和(キャッシュレス決済の利用明細などのデジタルデータを領収書の代わりに申請可能に)。	2021年 2022年度改正内容が公開 ・承認制度の廃止 ・タイムスタンプ要件の緩和 ・適正事務処理要件の廃止 ・検索要件の緩和

帳票の活用シーン、その課題と解決策とは



担当者紹介

セールスユニット
ゼネラルマネージャー補佐
セールスプランニングディビジョン
ディビジョンマネージャー
清水 義仁

帳票とは

一口に帳票といっても、その用途や、利用方法は多岐にわたります。今回、帳票に関する活用シーンを改めて整理し、その課題と解決策を紹介します。

帳票とは主に企業の活動内容を示す書類のことです。よく似た会計用語として「帳簿」と「伝票」がありますが、帳票はこれら両方を包括する言葉として使用されています。

企業ではさまざまな取引が日々取り交わされていますが、帳票はこれらの取引が実際に行われたことを示す証拠として重要な役割を担っています。

帳票が使われる主な業務

- 請求書、領収書、見積書、入出金伝票などの金銭取引
- 物品の入出荷などの配送取引
- 電話、通信サービスの利用履歴
- 従業員の出勤、退勤、遅刻、早退、出張などの勤怠履歴

帳票は、商取引の証拠としての役割を担っているため、すべてのビジネスフローにひもづいているといっても過言ではありません。お客様への商品価格を提案するために、営業パーソンは見積書を提示します。見積書の金額、条件に合意したことで契約書が交わされます。発注された内容に基づいて、生産指示書が製造ラインに出され、商品の出荷指示書に基づいて顧客の手元に届きます。商品を確認に受け取ったことを証明す

るために納品書、受領書がやり取りされて、最後に対価を頂くために請求書が発行されることとなります。また、やり取りされた帳票の中で、企業の会計情報の証明に関わるものに関しては、法律で保存が義務付けられています。つまり、保存、検索も必要になるということです。

もう少し詳しく、帳票を業務フローの観点から見てみましょう。

コンピューターで処理され、フォームとしてマッピングされた帳票は、紙に印刷されます。お客様に送付するものと同一のものを控えとして保管して、封入封緘して郵送されます。昨今では、紙郵送だけではなく画像やPDFなどの電子データになったものをメールなどでお客様に送信することも増えています。

また、帳票は送るだけでなく、受け取ることも当然あります。受領側の立場も同様に紙や電子データで受領し、それらを保存することも必要となります。

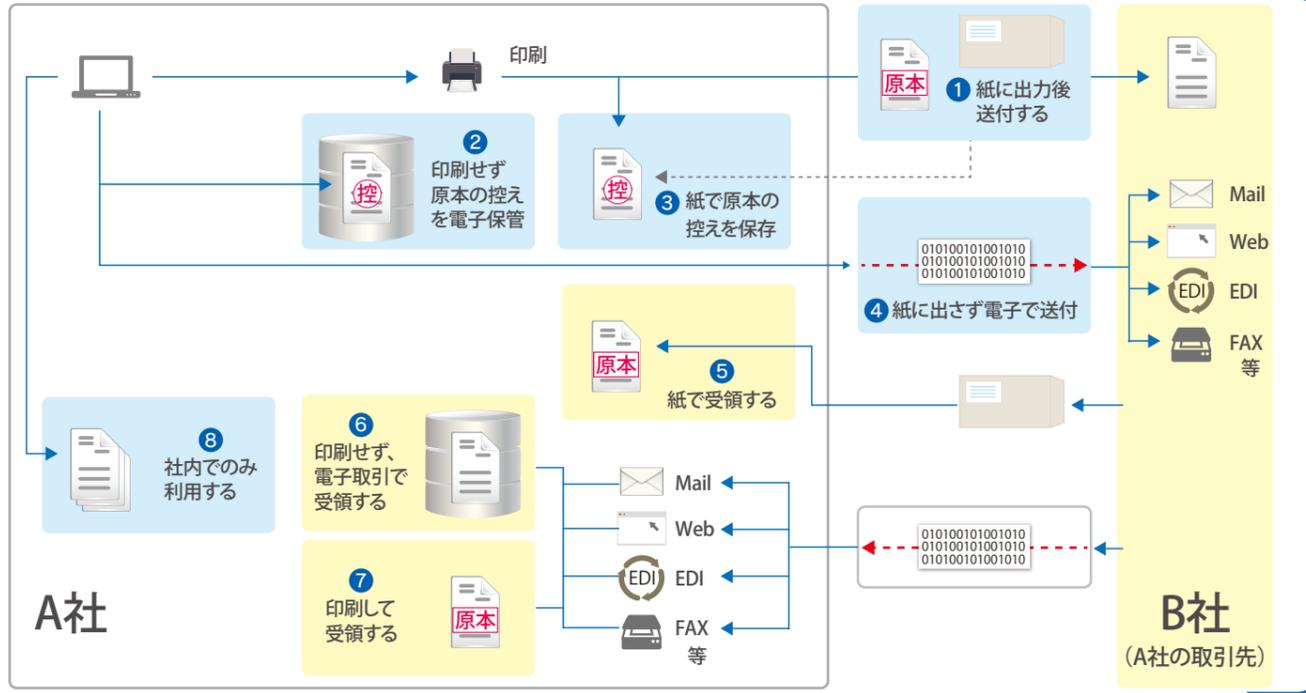
世のデジタル化の流れもあり、以前のように全てを紙媒体でやり取りすることはなく、電子化も進んでいます。ただ、電子化されても帳票の存在がなくなることはなく、ビジネスフローをまわすためには、必要不可欠です。

商取引に密接にかかわっているために、その扱い、保存に関して前項の歴史で取り上げたように、法律とも深くかかわってきます。多岐にわたる帳票の種類、利用形態に応じてどのようにITを活用して効率化していくか、法律を理解してどう対応するかは、皆様も頭痛の種かと思えます。そのため、本稿では、帳票の利用形態とその課題について概念図化してみました。

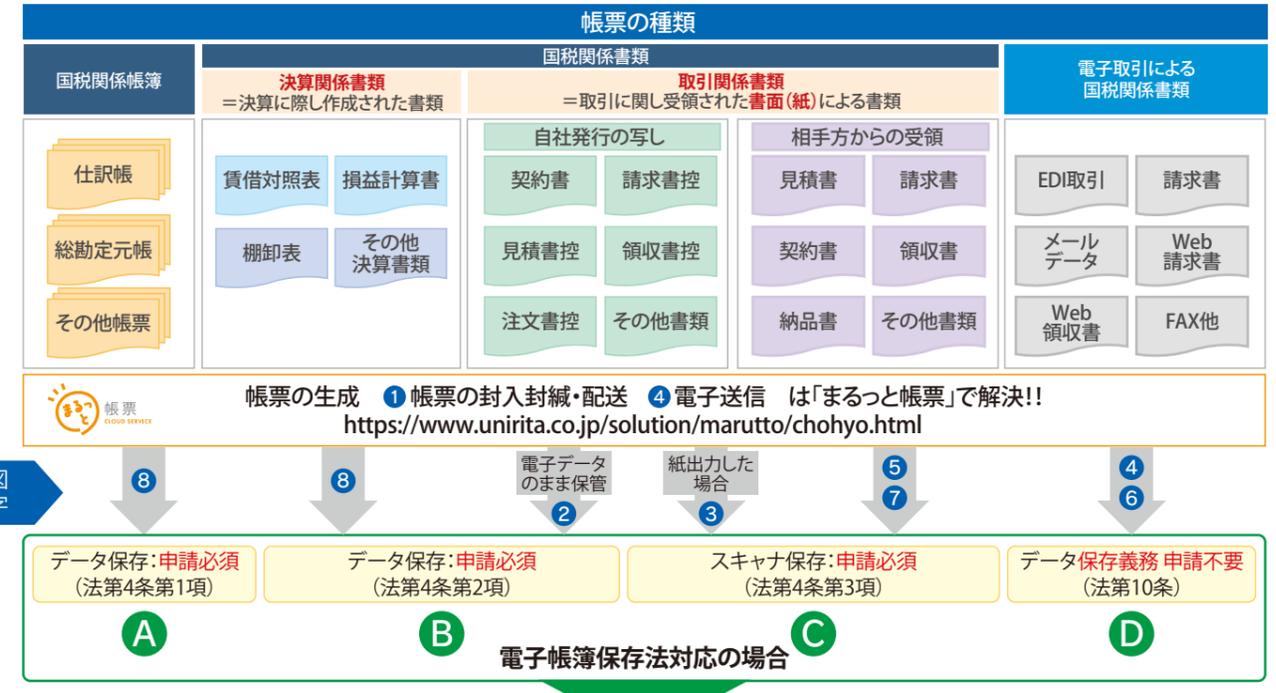
具体的なご相談ごとがありましたら、お客様をご担当しています「ITコンシェルジュ(営業担当)」まで、お気軽にお問い合わせください。

次ページではパートナー様である株式会社日立ソリューションズ様、JFEシステムズ株式会社様との協業により提案するソリューションをご紹介します。

帳票の業務フローイメージ



帳票種類、利用方法でのソリューションパターン図



電子帳簿保存法対応の解決ソリューション

それぞれの課題を解決するための推奨製品を紹介しています。「活文 Report Manager」およびその関連製品は日立ソリューションズ様、「DataDelivery」およびその関連製品はJFEシステムズ様がそれぞれ提供する製品およびサービスです。

A 帳簿の電子化の保存要件

- 訂正・削除履歴の確保
- 相互関連性の確保
- 関係書類等の備付け
- 見読可能性の確保
- 検索機能の確保
- 税務署長の承認

旧来の「電子帳票システム」では、一般的に会計システム等で作成・蓄積された会計データを帳票として出力するために帳票作成ツールで一部のデータを抽出・編集した印刷データ、帳票データ、オーバーレイデータといういわゆるイメージデータ形式で保存しており、電子帳票システムには保存対象とする帳簿書類の電磁的記録に係る全てのデータが保存されない例もあり、電子帳票システムのみでは取引の訂正・削除の履歴の確保等がされず、電子帳簿保存法施行規則第3条第1項の保存要件を満たしていないとされた場合は承認されません。

推奨ソリューション
活文 Report Manager
DataDelivery

B 書類の電子化の保存要件

- 関係書類等の備付け
- 見読可能性の確保
- 検索機能の確保
- 税務署長の承認

- 見読可能性: 電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できる。
- 検索機能の確保: 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索条件として設定できる。日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができる。2つ以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

推奨ソリューション
活文 Report Manager
DataDelivery

C 書類のスキャンの保存要件

- 訂正・削除履歴の確保
- 相互関連性の確保
- 関係書類等の備付け
- 見読可能性の確保
- 検索機能の確保
- 税務署長の承認

スキャナによる保存は、請求書、領収書、注文書など国税関係の書類にのみ適用されます。帳簿や決算書類はスキャナで保存することはできないので注意が必要です。

推奨ソリューション
活文 Report Manager スキャン文書保管システム
DataDelivery + e文書対応ツール

D 電子取引の書類の保存要件

- 関係書類等の備付け
- 見読可能性の確保
- 検索機能の確保
- 右記のいずれか

施行規則第8条1項
 一号 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該取引情報の授受を行うこと。
 二号 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。
 三号 次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。
 四号 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
 四号 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

推奨ソリューション
活文 Report Manager スキャン文書保管システム
DataDelivery + e文書対応ツール

パートナー企業様との協業ソリューション

お客様がお持ちのさまざまな課題の中には、ユニリタの持つ製品やサービスだけでは解決できないものもあります。そのようなケースには、110社を超えるパートナー企業様とユニリタが、それぞれ得意としている製品・サービス・ノウハウを組み合わせ、新たな付加価値を創り出すユニークなソリューションをお客様に提供し、パートナー企業様と共に課題解決に向けた提案を行ってまいります。今回は株式会社日立ソリューションズ様とJFEシステムズ株式会社様との協業による帳票の課題を解決するソリューションをご紹介します。ぜひ、御社の帳票業務改善にお役立てください。

株式会社日立ソリューションズ様 × ユニリタ

「活文」の電子帳票ソリューション & 電子帳簿保存法対応支援ソリューション

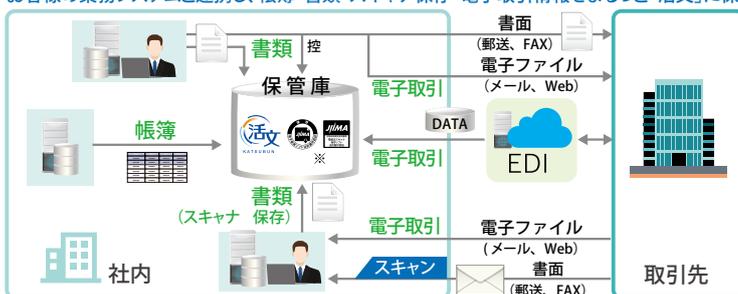
日立ソリューションズでは、企業活動に欠かせない「帳票」のライフサイクルである出力・保管・活用全般をサポートするソリューションを提供しています。

「電子帳票ソリューション」では、電子帳票システム「活文 Report Manager」のライセンス販売のほか、これまで培った基幹帳票運用のノウハウを活かし、自社製品ならびにユニリタ製品と組み合わせたマイグレーション、帳票の電子化など、お客様のさまざまなニーズや課題解決に対応します。

「電子帳簿保存法対応支援ソリューション」では、タイムスタンプの付与や保存した帳簿・書類の検索・参照など、電子帳簿保存法で求められるシステムの機能要件を満たし、帳簿と書類の保存に関するJIIIMA認証を取得している「活文 Report Manager」を中心に、コンサルテーション、システム構築といったサービスをご提供します。

システム概要

お客様の業務システムと連携し、帳簿・書類・スキャナ保存・電子取引情報をまるっと「活文」に保管



電子帳簿保存法対応支援ソリューション

製品 × JIIIMA × コンサルテーション × システム構築

基幹帳票運用のノウハウ

- マイグレーション
- 帳票の電子化
- その他ペーパーレス・電子化全般の課題解決

※ 認証ロゴは公益社団法人日本文書情報マネジメント協会によりライセンスされています。

詳細はこちら

- 電子帳簿保存法対応支援ソリューション
<https://www.hitachi-solutions.co.jp/katsubun/sp/dencyouhou/>
- 電子帳票システム「活文 Report Manager」
<https://www.hitachi-solutions.co.jp/katsubun/sp/rm/>
- 基幹系プリントソリューション
<https://www.hitachi-solutions.co.jp/katsubun/sp/printsol/>

活用シーン

「電子帳票ソリューション」は、お客様の帳票運用を効率化します。「電子帳簿保存法対応支援ソリューション」は、コンサルテーションからシステム構築まで、お客様の電子帳簿保存法対応をワンストップで支援します。

JFEシステムズ株式会社様 × ユニリタ

電子帳簿保存法対応システムの決定版 DataDelivery(データデリバリー)

【DataDelivery(データデリバリー)】は、「帳簿・書類」「スキャナ保存」「電子取引」といった全ての国税関係帳簿書類に対応した、電子帳簿保存法対応システムの決定版です。

令和3年度の税制改正により、企業における業務データの電子化について定められた電子帳簿保存法が見直され、一部の法要件について緩和と厳格化が行われました。

リモートワークが推進されている昨今、今回の要件見直しを契機に電子帳簿保存法の適用を検討される企業は増えておりますが、電子化を進めるためには、法律を正しく理解し、その要件に適合した保管を行うことが必要となります。

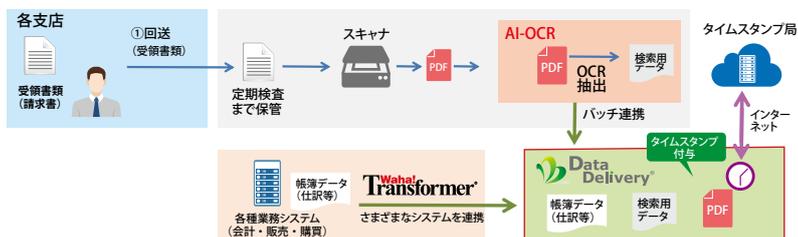
25年間にわたり企業の帳票電子化に取り組んできたノウハウに加え、3700社以上の導入実績を活かした製品【DataDelivery(データデリバリー)】と的確なコンサルティングにより、JFEシステムズはお客様の電子保管への取り組みを強力にサポートします。

活用シーン

保管対象	導入効果
各種帳簿・書類	スムーズな税務調査への対応と内部統制の強化
受領書類(紙)	紙書類・証憑類の保管コスト削減と経理業務の効率化
電子取引データ(EDI・メール等)	各種電子取引データの法要件に沿った正しい保存(義務化)

システム概要

【受領書類のスキャナ保存例】



詳細はこちら

<https://www.電子帳簿保存.com/>

「まるっと帳票クラウドサービス」誕生秘話

afterコロナに対応するためには 請求書用SaaSだけでは不十分です

コロナ禍で始まった突然のリモートワーク。しかし、どうしても出社しないとできない業務の一つが紙の帳票を扱う業務です。特に、企業活動では欠くことのできない請求書は、郵送している企業もまだまだ多い状況です。そのため、請求書を電子化するクラウドサービスが各社から提供され、テレビCMで流れるほど身近になってきています。

しかし、企業内で利用されている帳票は、請求書などの定型的な帳票だけではないため、請求書用SaaSだけでは企業の帳票課題を完全には解決することができません。

企業には、業務の集計結果や作業指示用など、お客様固有の業務と密接な関係のある帳票が多数存在しており、基幹システムに組み込まれています。昨今、withコロナ・afterコロナを見据えた基幹システムのクラウド移行の検討が増加していますが、多くの場合、お客様

固有の業務に関連する帳票をクラウドへ移行することが難しい課題となってクローズアップされています。

この課題を解決するため、ユニリタではお客様の固有ニーズに柔軟な対応をしつつ、低コストかつアジリティをもって提供できる帳票サービス用のPaaS(開発コード Leonardo)を開発しました。このPaaSをもとにして開発したSaaSが「まるっと帳票クラウドサービス」です。

お客様のニーズを「標準化できる部分」と「固有要件の部分」に分類し、「標準化できる部分」をSaaSで、「固有要件の部分」はPaaS活用とユニリタエスアール(21年4月設立)が提供する運用代行サービスにより、最適なサービスを提案していきます。さらにパートナー企業様との協業により、お客様の多様なニーズにも対応できます。

このサービスにより、お客様の会社全体の帳票課題を解決していくことができます。



*BYOL: Bring Your Own Licenseの略で、クラウドサービスにおける商用ソフトウェアの提供・利用方式の一つで、事業者側はソフトウェア本体をすぐに利用できる状態で用意しておき、利用者はソフトウェアのライセンス(利用権)のみを用意し利用する方式

適用事例 ユニリタ社内の帳票業務改革

従来、ユニリタでも請求書発行業務は印刷、折り込み、封入、郵送作業を手作業で行っていました。この煩雑な作業を「まるっと帳票クラウドサービス」を利用し、システム化することで作業効率の改善を図った事例を紹介します。

課題

請求書発行は時間制約が厳しい上、誤封入・誤発送などのミスが許されない業務です。そのため、担当者が専任で作業しなければならず、長時間労働を強いられてきました。また、月額サービス提供型モデルの増加に伴い、請求書発行枚数も急増しており、システム化が急務になっていました。

まるっと帳票クラウドサービスで解決!

請求書発行をシステム化することで「業務の標準化」と「作業の分担」が可能になりました。帳票に封入封緘用バーコードを付与しチェックロジックを組み込んだことで、間違いがあっても、システム側で見えるようになり、セキュリティ面も強化できました。請求書のデジタル化により検索とチェック作業が容易になり、予想外の対応が発生しがちな請求書業務においても、迅速かつ正確な対応ができるようになりました。

導入効果

約300通の請求書配送業務に対し、2人日の工数作業が0.5人日(75%削減)になり、工数と同時に担当者の精神的な負担も大きく軽減されました。

「まるっと帳票クラウドサービス」の今後

「まるっと帳票クラウドサービス」は、ユニリタグループのサービスとパートナー各社様のソリューションとの連携を強化し、お客様に最適な帳票クラウドサービスの提供を目指していきます。

担当者紹介



プロダクトサービス事業本部
エンタープライズレポーティング部
サービス開発グループ
グループリーダー
東 賢一

ユニリタ 今昔物語

帳票について考える



企業が事業を行っていく上で、帳票は、とても大きな役割を果たしてきました。多くの労力とコストが、帳票の作成と処理、管理に注がれ、帳票データの活用の如何は、経営の効率性、事業の生産性に強い影響を与えています。

帳票とは、帳簿と伝票を表しています。いずれも「紙」を原本とするところから始まりました。帳票の電子化、デジタルデータ化が進展するに伴い、かつては主に基幹業務の出力処理や取引指示を印刷、配送という形で担ってきた帳票システムも、位置づけが大きく変わってきました。

一連の基幹業務処理とデータ処理の中で、帳票システムと基幹業務アプリケーションやDWH(データウェアハウス)などとの間でデータ連携が進んだことは、電子帳票システムへの発展のみならず、より広範なビジネスプロセスをカバーした上で、業務品質の改善や生産性の向上をもたらしました。

また、昨今はクラウド上で簡易に利用することができる特定の業務向け帳票SaaSも提供されるようになってきました。事業用途向けのITサービスに関しても帳票データの取り込みから保管、流通、再活用に至るまで、データを効果的に活用するビジネスプロセスが速やかに構築されることが可能になりつつあります。クラウドを活用することは、BCP視点からのデータ保全が可能になるなど、新たな利点をもたらしています。

帳票や帳票システムの役割の進化には、電子帳簿保存法の狙いに対して、各々技術適用が呼応してきたという関係が見られます。1998年に制定された電子帳簿保存法は、帳票に関わる事業オペレーションのIT化が進

展する契機となりました。電子帳簿保存法はその後継続的に改正され、帳票処理とその前後のビジネスプロセスに対するIT適用やDX(デジタルトランスフォーメーション)へのステップが随時呼応する形で進んでいます。

2015年の改正は、スキャナやスマートフォンにより取り込まれた伝票イメージデータを証憑として電子保存することが可能になり、ペーパーレス化の進展を強く推すものとなりました。2021年の改正では、イメージデータとしての帳票保存に関してタイムスタンプや原本への署名が不要となり、一層の利活用が進むと想定されます。

いまだに残る紙の伝票に関わる業務は、今般のコロナ禍に対抗するリモートワークの導入において最も大きな障害と実感させられた課題です。法制度が整備され、紙の帳票処理を急速に無くしていく環境が整います。基幹システム、ERPシステムの刷新を待たずに、データと電子イメージの混在する帳票をITネットワークの流れに取り込むことにより、DXの波が帳票データの作成から活用まで急速に伝搬していく素地がシステマ的にも整うことになります。

元来、受発注を中心にした企業間取引と経営管理指標であることを担ってきた帳票が、一環を通じたデジタルデータ化により、保管性、流通性の便を得て、効率化、省力化のみならず生産性・創造性の向上をもたらす主要なデータ資産となりました。帳票の今後の姿として、データ利活用に基づく経営変革や事業のDXを推し進める役割への拡張に進化を遂げると想像しています。



担当者紹介



顧問・技監
古川 章浩



株式会社 ユニリタ www.unirita.co.jp

本社 〒108-6029 東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟
名古屋営業所 〒451-0045 名古屋市西区名駅3-9-37 合人社名駅3ビル

ユニリタグループ

株式会社アスペックス / 株式会社ビーティス / 株式会社データ総研
備実必(上海)軟件科技有限公司 / 株式会社ビーエスピーソリューションズ
株式会社ユニトランド / 株式会社ユニリタプラス / 株式会社無限
株式会社ユニリタエスアール